

神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、鎌倉市」を削る。

第7条第1項、第5号様式の備考2及び第6号様式の備考2中「鎌倉市、」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。